



お知らせ『りしり富士』

平成30年度施設管理業務委託参加申込みについて

産業振興課・教育委員会

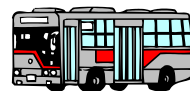
平成30年度に実施する町内の施設管理業務委託について、入札（見積合せ）に参加を希望される事業者の方は、次により必要書類を添えて担当課へお申し込みください。

- ◆ 申込期間 平成30年3月30日（金）まで
- ◆ 申込要件（共通）
 - ① 利尻富士町内に本店を有する事業所であること
 - ② 税金、各種使用料等を滞納していないこと
 - ③ 雇用保険の適用事業所となっていること

※ 詳しい申込要件や業務内容は、必ず申込先担当係に確認してください。
- ◆ 必要書類
 - ・施設管理業務委託参加申請書（様式は申込先担当係にあります）
 - ・登記簿謄本（コピー可）
 - ・印鑑証明書（コピー可）
 - ・納税証明書（コピー可）
 - ・決算報告書（コピー可）
 - ・雇用保険適用事業所設置届（コピー可）
- ◆ 委託期間
平成30年5月1日～平成30年10月31日
（一部、委託期間に変更のある施設がありますので、申込先担当係へ確認してください。）
- ◆ 委託する業務名及び業務内容等

業務委託名及び管理施設	業務の内容	申込先及び担当係
観光施設等管理委託業務 【富士野園地・夕日丘展望台・ペシ岬展望台・北麓野営場・甘露泉水・ポン山・オタドリ沼園地・鬼脇登山道・沼浦展望台・沼浦キャンプ場・南浜湿原トイレ・姫沼園地・姫沼展望台】	施設の維持管理・環境保全業務 【施設及び周辺の清掃、ごみ収集、草刈、施設のオープン・クローズ準備、予約・受付等】 ※ 建築物清掃業の登録業者であること	産業振興課 商工観光係
公園管理委託業務 【修景池・高山植物園・カルチャーセンター・りっぴ館・芸術の森・足湯・歴史の森】	同 上	同 上
体育施設等管理委託業務（鷲泊地区） 【多目的グラウンド・野球場・テニスコート・パークゴルフ場・スキー場（草刈）】	同 上 ※ 会社に係る許可・認可・登録等の資格は必要ありません	教育委員会 社会教育係
体育施設等管理委託業務（鬼脇地区） 【パークゴルフ場・桐山公園・スキー場（草刈）】	同 上 ※ 会社に係る許可・認可・登録等の資格は必要ありません	同 上

30年度70歳になられる方、既に利用されている方へ



現在お持ちの「高齢者バス利用定期券（水色）」は、3月31日をもってその有効期限が満了となります。平成30年度においても引き続き利用される方は、更新手続きを随時行いますので、役場福祉課または鬼脇支所で更新（購入）されますようお願いいたします。

有効期限の切れた定期券（水色）では乗車できませんので、お間違のないようお願いします。

高齢者バス利用券には2つの種類があります

- ①**高齢者バス利用定期券**～購入日から3月31日までの期間で何回利用しても1,000円で乗車できる定期券です。
- ②**高齢者バス利用券**～利用回数が少ない方など、1区間1枚（100円）で利用できる券です。有効期限はありません。

※70歳（S24.4.1以前に生まれた方）になられる方へ～平成30年度中（平成31年4月1日まで）に「70歳」に達する方から対象ですので、4月1日よりこの制度がご利用できます。

高齢者バス利用定期券（1枚 1,000円）	高齢者バス利用券（1枚 100円相当） 11枚綴り 1,000円（1乗車区間1枚使用）
この券は、毎年、購入した日から3月31日を期限に何回でも利尻島内の路線で利用できます。 （1年ごとに定期券を購入していただきます） ○ご利用方法 バスを降りるときに定期券を乗務員に見せてください。	この券は、利用した1乗車区間に対し、1枚使用します。（有効期限はありません） ○ご利用方法 バスを降りるときに「利尻富士町高齢者証（申請時に交付）」を乗務員に提示し、1枚切り取って渡してください。

○現在お持ちの「定期券」及び「利尻富士町高齢者証」を必ず持参して、手続きを行ってください。
この件についてのご不明な点は…役場福祉課福祉介護係（Tel 82-1113）まで

★★

土日・休日無料公証相談について

道北地方を管轄する「名寄公証役場」では、土日・休日においても無料公証相談を実施しております。遺産相続に関する相談、遺言、高齢者の見守り・財産管理をお願いする任意後見、女性と子どもを支える養育費等の離婚給付契約のほか、尊厳死宣言、借地借家賃貸借など公証業務に関する相談や会社定款・私署証書の認証等の業務を行っております。
「相談」はいつでも無料となっておりますので、事前に電話予約のうえご利用ください。

相談期間：平成30年4月～平成31年3月の 土日・休日

場 所：名寄公証役場（名寄市西1条南9丁目仲通）

電話番号：0165-43-3131

※ 秘密厳守、平日（9時～17時）も相談無料
※ 予約・お問合せは 名寄公証役場（Tel 0165-43-3131）まで

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされます

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされます。

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	【平成29年度】	【平成30年度から】
5割軽減	33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)

■所得割の軽減割合が見直しされます

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされます。

所得が次の金額以下の方	【平成29年度】	【平成30年度】
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされます

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が次のとおり見直しされます。

区 分	【平成29年度】	【平成30年度】
被用者保険の被扶養者だった方	7割軽減	5割軽減

▼所得割はかかりません。所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされます

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされます。

【平成29年度】	【平成30年度】
57万円	62万円

◆保険料の計算方法（平成30年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■生活療養標準負担額の金額が見直しされます

●療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされます。

区 分	生活療養標準負担額（居住費部分）	
	【平成30年3月まで】	【平成30年4月から】
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき370円	1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき200円	1日につき370円
指定難病患者	1日につき0円	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円	1日につき0円

■食事療養標準負担額の金額が見直しされます

●療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされます。

区 分		食事療養標準負担額	
		【平成30年3月まで】	【平成30年4月から】
現役並み所得・一般		1食につき 360円	<u>1食につき 460円</u>
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260円	1食につき 260円
世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	区分Ⅰ	1食につき 100円	1食につき 100円

■高額療養費の限度額が見直しされます

●高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1） 【平成30年7月まで】		1か月の自己負担限度額（※1） 【平成30年8月から】	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% （44,400円）※2	252,600円+（医療費-842,000円）×1% （140,100円）※2	
	課税所得 380万円以上			167,400円+（医療費-558,000円）×1% （93,000円）※2	
	課税所得 145万円以上			80,100円+（医療費-267,000円）×1% （44,400円）※2	
一 般		14,000円 ※3	57,600円 （44,400円）※2	18,000円 ※3	57,600円 （44,400円）※2
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円		15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。
- ※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

●高額介護合算療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現 行	【平成30年8月から】
現役並み所得者		67万円	【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円（改正なし）
一 般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

利尻富士町役場 福祉課国保衛生住民係

電話 0163-82-1113（課直通）